

第8回市民自治推進会議

会 議 録

日 時：2021年11月12日（金）午後4時開会
場 所：札幌エルプラザ 2階 1・2会議室

1. 開 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 皆様、こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第8回市民自治推進会議を開催いたします。

本日の会議は、当初、9月17日に開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置の適用期間中となってしまったことから、本日に延期をさせていただきます。委員の皆様方におかれましては、再度の日程調整にご協力をいただきまして、改めてお礼を申し上げます。

さて、前回、7月7日に開催いたしました第7回会議では、札幌市の施策や制度に関する評価と自治基本条例の規定を見直すべきかどうかの検討について、最後の条文までの議論を一旦終えたところでございます。

前回会議の中で市民自治推進会議としての報告書は、自治基本条例と市民参加条例について、それぞれ分けて作成するという話になっておりましたので、第8回目となる今回は、自治基本条例の見直し等の検討と市の施策や制度の評価について、これまでの議論を踏まえ、報告書の作成に向けて提言の方向性をご検討いただくこととなります。

事務局では、前回行われた議論の内容も新たに追加しまして、改めて報告書作成に向けた論点を整理した資料を別途ご用意いたしましたので、後ほどご説明をさせていただきます。

なお、ここで傍聴席におられます皆様にお知らせがでございます。

本会場内における写真撮影、録音、録画につきましては、この後、座長から初めのお言葉をいただきました以降、議事に入ってからのご遠慮いただいておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、石黒座長、どうぞよろしくお願いたします。

2. 議 事

○石黒座長 皆さん、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今日もよろしくお願いたします。

時間もありますので、早速、議事を進めたいと思います。

本日は、事務局からもお話のありましたとおり、自治基本条例の規定を見直すべきかどうか、また、札幌市の施策や制度に関する評価についての議論を行い、報告書で提言する内容について一定の結論を出したいと考えております。

まずは、議論に先立ちまして、お手元の次第に沿って、事務局から説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○事務局（植木推進係長） 傍聴席の皆様におかれましては、これより先は、写真撮影、録音、録画は、ご遠慮をいただきますようお願いいたします。

それでは、事務局より資料についてご説明させていただきます。

次第に書いておりますとおり、資料については資料1から資料4まで用意しております。

このうち、資料1は、毎回作成している自治基本条例の現状評価、課題についての作業シートであり、前回の議論を踏まえて内容を追記しています。資料2は、今後の当会議における検討スケジュールの案を提示したものです。資料3と資料4は、今後の報告書作成に向けた論点等に関する資料であり、前回会議で議論された内容を追記した上で改めて整理したのになります。

それでは、資料1から資料4の内容について、まとめて説明させていただきます。

初めに、毎回提供しております資料1の札幌市自治基本条例の現状評価、課題についてですが、今回も前回の会議で皆様からいただいた意見等を新たに追記していますので、後ほどご確認ください。

次に、今後の報告書作成に当たって、想定しているスケジュール日程についてまとめております資料2の市民自治推進会議の作業工程（案）についてご説明します。

本日の第8回会議では、自治基本条例の見直し、市の施策や制度に係る評価について、報告書でどのように提言するか議論を行っていただく予定ですが、議論の結果を踏まえた報告書については、私ども事務局で案を作成し、12月までに委員の皆様を確認していただく流れを想定しています。

この一連の確認につきましては、このように会場に実際に集まるのではなく、いわゆる書面開催の形式で、第9回会議と位置付け、委員の皆様へ資料を送るなどしてご確認していただくことを考えております。

また、市民参加条例制定の必要性についての議論は、第10回会議で想定しておりまして、第11回会議で市民参加条例に関する報告書の内容の確認を行いたいと考えてございます。

なお、このように想定している会議の回数で必要な議論が終わらないと見込まれる場合につきましては、委員の皆様の日程を調整した上で、もし可能であるならば、さらに会議の開催数を増やすということもあり得るものと考えております。

続きまして、資料3の第4次市民自治推進会議報告書作成に向けた論点整理ですが、こちらは前回の会議でお渡ししていた資料に、前回の会議で委員の皆様からいただいた意見等を新たに追記したのになりますので、ここでの詳しい説明は省略させていただきます。

最後に、資料4の第4次市民自治推進会議報告書の構成についてです。こちらは、前回の会議でご説明しておりました報告書の構成に関する事務局提示案と前回、皆川委員からご提案していただいた構成案を左右で比較できるように並べて記載したものです。①と②に分けていますが、それぞれの各項目について、同じような内容と思われるところは同じ色で塗って示しています。

報告書の構成や記載順番等を考えるに当たり、例えば、ここについては最初に持ってくるのはどうかなどをご検討する際に活用していただければと思います。

○石黒座長 ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見、何でも結構ですが、ございましたらご発言をいただきたいと思っております。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、進める中で疑問な点が出てきましたらご発言をいただければと思います。

さて、事務局からの説明は終わりましたので、早速、皆様からの意見出しを行っていただきたいと思います。

事前確認シートという資料をお手元に配付させていただいています。皆さんには、お忙しい中、お考えを提示していただき、ありがとうございました。

改正を要するか要しないかという2択で答えるのは難しいといえますか、それぞれにおいても微妙な違いがあると思うので、グラデーションのように、4番目とか真ん中とかのほうがいいのかもわからないですけれども、それぞれどのようなお考えかを確認し、それを踏まえてご意見を出していただき、この会議として、それぞれの事柄について、条例改正が必要という提言を出すかを決め、続いて、施策や制度の評価等について、どのような内容の提言とするかという議論の進め方にしたいと思います。

まず、資料3の検討項目の1からご議論をいただきます。

確認シートを見ていただきますと、それぞれの委員の方はどういう考えなのかが分かるかと思います。自由記載欄で補足の説明を書いていた方がいらっしゃるかもしれませんが、それも見ていただきながらご質問やご意見を出していただきたいと思います。

私から最初に出さないほうがいいかなと思ったのですが、一応、最初に話しておきます。

私は、全項目について、この2択で言えば、改正を要しないというほうです。ただ、改正を要しないと言っても、項目によってはこのままでいいのではないかというもののほか、今ではないけれども、将来改正するときには検討する必要があるのではないかというものもあり、それについてはそれぞれのところで私からも話させていただきたいと思います。

まず、検討項目の（1）の前文です。

LGBTなどの多様性に関する観点を盛り込むかについてです。

委員の皆さんの確認シートでは、改正を要する2名、要しない3名、検討中1名となっています。

改正を要しないとするご意見としては、多様性について前文で入っているということが多かったと思うのですが、何かご質問やご意見はございますか。あるいは、どちらかといえばという程度なのか、これは強くやらなければいけないと思っているのかなど、ご自由にご質問を出していただき、その上で決めたいと思います。

検討中とした委員は、ほかの人の意見を聞いた上で自分の意見を決めたいのかもしれませんが、何かありませんか。

○宮本委員 確認シートについてです。

座長の「ない」というのは、間に合わず、「ない」という意味なのか、座長だからカウントされていないという意味なのかを教えてください。

○石黒座長 カウントされていないということではありません。どうするのかと聞かれた

ので、意見は出しております。これは座長がこう思っていると出るよりはいいかなと思っていたので、出さなかったのです。でも、先ほども言いましたとおり、座長がどう考えているかを何も示さないのも逆にやりにくいかなと思ったので、全項目として改正を要しないという意見であるということをお伝えしたのです。

ただ、項目によっては、全然必要ないというレベルではないものも必要ないのではないかと結構強いレベルのものがありまして、これから一つ一つ項目をやっていくときに意見をしようと思っています。

○宮本委員 分かりました。

座長ではあるけれども、もちろん、委員の一人でもあると思っていたので、お聞きしました。座長も1カウントとして検討をしていくということですね。

○石黒座長 そのとおりです。

ほかにいかがでしょうか。

それぞれの思いがあるので、どちらにするかと決めるのがなかなか難しいかもしれませんね。記載欄に書いてくださっている方の意見を確認したいということでも結構です。

何も書かれていないものについては確認が必要ないでしょうかね。大分、今まで議論をしてきてこの状態なので、さらなる議論は必要ないということであれば、すぐに決めてもいいと思いますが、いかがでしょうか。

○武岡委員 私の考えは自由記載欄に書かせていただいたとおりで、ほかの皆さんのお考えもあると思いますが、私は前向きに改正に向けて取り組んでいただきたいと思っています。時代の流れとして、多様性を尊重するというこれはこれからますます重要になると思うので、報告書にはこういう意見もあったということはしっかりと盛り込んでいただいて、できれば第5次の委員の方の参考にしていただきたいと思っていますし、札幌市自治基本条例の見直しをやっている委員会でこういう意見が出ているのだと分かるように周知をしていただきたいなと思っています。

○石黒座長 先ほどは言いませんでしたけれども、検討し、改正までは要しないという答申になった場合でも、改正が必要ではないのはなぜかというところはある訳です。それを提言の中に盛り込むことは十分ありますので、今、武岡委員のお話のように、改正までいかないということになった場合にも、そういうことを踏まえて施策をさらに進めていただきたいと思っています。それから、今後の検討の際に合わせ、その点を検討してもらえればということ盛り込むことは必要だと思いますし、私もやるべきだと思っています。

検討項目（5）をご覧ください。

これは改正を要しないということですが、改正が必要だという人もおります。ただ、性別のことについては、オリンピックでもありましたとおり、結構微妙なところがありますよね。それから、性別欄を設けないということもあります。男女共同参画となっているのですけれども、私が女ですと出てきたらどうなのですかなど、いろいろと考えますと難しい問題がたくさん発生してくると思うのですが、基本的には、多様性を尊重し、まちづく

りを進めていくことを基本に置かないと、これからの時代の変化に正しく対応できないということかと思えます。

今は、自治基本条例の前文の中に盛り込むべきかですが、ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 私は検討中に丸をつけました。それは、今、書くべきなのかをすごく迷っていたからで、自治基本条例がもっと浸透してから検討してもいいのかなということなのです。

まだ全然浸透していない状態の中でこの話題を取り上げるべきかで、今、世界では性のことで動いていますが、この問題をとといいますか、自治基本条例の広まりを見てからでもいいのかなということです。

○石黒座長 今、改正を要するのがいいかは検討中というのは、そういう悩みからだということですね。

それでも、検討中ということなので、改正を要しないということではなく、盛り込んでいく必要があるのではないかというほうに傾いているということなのですね。衆議院選挙のときも女性の候補者は多様性を訴えていた方が数多くいらっしゃったように思いますし、確かに、世の中、男女平等と言いながらもというところがあると思います。

先ほど、武岡委員からは、前文に盛り込む改正をするとまではいかないとしても、提言に盛り込むことでもいいとおっしゃってくださったとまで言えるかどうかは分かりませんが、そういうご意見をいただきましたけれども、ほかにいかがでしょうか。

○宮本委員 (1)を改正するかしないかについて、直接的ではないかもしれませんが、今、池田委員のお話を聞いて、ああ、そうだなと思いました。

確かに、自治基本条例自体の認知度がまだ低く、70%ぐらいの人がまだ知らないというデータが出されていました。でも、この数字は黙っていても上がってこないと思いますし、私たちが今しているような市政の評価をしても上がる数字ではないと思っています。

でも、例えば、今のLGBTを条例に入れたほうがいいのではないかという議論そのものが市民の関心にたどり着くのではないか、そういう逆の効果もあるかなと思いました。

ですから、自治基本条例の見直しの中で性の多様性の話が入ろうとしていることから条例があるのだなと知れたり、そういう参加があるのだなと知れたり、今の時代に合わせた条例の見直しがされていることで認知が上がっていくことにつながるのではないかと思ったのです。

ですから、(1)にLGBTを盛り込むことに関しては、札幌市が力を入れていることにつながるなと思ったので、改正を要するというほうに丸をつけました。

○石黒座長 宮本委員は、LGBT、性の多様性を盛り込む内容の改正が必要という意見ですか。多様性に関しては、生活環境や家庭環境、身体的なことも含め、多様な人によって構成されており、それを尊重してまちづくりをしていくということにもっと特化した視点をということでしょうか。

○宮本委員 多様性は当然大事だということが大前提にあるのですが、LGBTという言

葉なのか、性的マイノリティーという言葉なのか、どちらなのだろうかと調べてみました。札幌市の取組の中では、どちらの言葉も使われていて、LGBTという言葉も使った取組もありました。ですから、この言葉が入っても違和感はないかなと思っています。

○石黒座長 これは一般的に使われている言葉ではあるかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○武岡委員 池田委員からは、まだ条例の認知度が低いので、認知度が高まってからのほうがいいのではないかというお話がありましたが、私は、事前シートにも書かせていただいたとおり、LGBTあるいは多様性を尊重することを盛り込むことによって条例に関心を持ってもらうきっかけになるのではないのかなと思っています。

○石黒座長 宮本委員の意見も共通していたかと思います。確かに、こういう法律や条例というのは、現状を形にする場合もあるし、目指すものを規定し、そこに向かって進めていく、それによってみんなの意識を変えていく場合もありまして、人によっていろいろと考えがあろうかと思っています。

ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 私も回答させていただいていますが、趣旨について申し上げておきたいと思っています。

資料にも書いてありますが、まさしくこのとおりでして、LGBTという言葉をあえて取り上げなくてもよいのではないかということです。多様性という言葉が入っていますので、それを強調するといったことはよろしいかと思うのですが、多様性という言葉が入っていますし、そこに含まれるという考えです。

市民自治に関しましては、LGBTが特に問題になっている訳ではありませんし、多様性の中には、まさしく先ほどキーワードとして出されていましたが、マイノリティーということで、様々な観点のマイノリティーがあるかと思っています。

私も、福祉のまちづくりなど、いろいろな活動をしていますが、例えば、帰化することにより国籍を変え日本人になった方で、地域になじめない方もおります。あるいは、いろいろな観点からのマイノリティーが市民自治においても問題視されているところもありますので、それらをあえて取り上げなくてもよろしいのではないかというのが私の意見です。

ただ、LGBTは、最近、特に大きく取り沙汰されていますので、反対ということではありません。例えば、LGBTも、場合によっては、最近LGBTQとも言われますように、私の意見は特定の言葉に拘らなくてもよいということです。

○石黒座長 ほかにいかがでしょうか。

○柴田委員 私も鈴木委員の意見に賛成です。

LGBTが前文に入っているから自治基本条例への関心度が高くなるというのはちょっと違うのかなと思っています。それに、多様性ということについてはこれから違う問題が出てくる可能性もあるのではないかと思っています。そういう意味では、多様性に包含しておくという考え方のほうが無難でないのかなと思っています。

○石黒座長 各委員からいろいろとご意見をいただきました。

札幌市では、パートナーシップ条例というものを持っていますが、LGBTの関係でも同じですよ。これから多様性をさらに尊重しようとするとき、LGBTに関するようなことも含め、多様性を尊重するまちづくり、市政運営を進めていってほしいという内容を提言する必要はあって、今回は条例の改正とまではいかない、ただし、そういう意見があったことは記録として提言書の中にも残し、先ほど武岡委員がおっしゃったように、次期の会議、あるいは、市役所で市政運営をされていく中で踏まえ、進めていただくということではいかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 ありがとうございます。

それでは、検討項目(1)については、提言書にその内容のことは盛り込み、条例改正といえますか、前文を改正するというところまではしないとさせていただきます。

次に、検討項目(2)の市民自治の視点によるチェックの仕組みを条例に盛り込むことについてです。

確認シートで出していただいたご意見の中では、改正を要するというほうに丸をつけた方はいらっしゃらなかったと思いますが、いかがでしょうか。

○皆川委員 私は、(2)の条例見直しについては非常に思い入れが強くあります。

条例改正という視点で見ると、この考え方を条例に盛り込むのはテクニカル的に無理があると認識してしまっていて、チェックの仕方は必要だけれども、チェックの方法を条例で担保するのは無理だということです。

そのようなことから条例の変更は無理だと思いますが、市民自治の視点から行政の施策やその運用について評価する仕組みを絶対に確立してほしいことを今回の推進会議の提言の大きな目玉として盛り込んでいただきたいと思えます。

○石黒座長 それは、検討項目(8)の市民自治推進本部にも関係してくることだと思いますし、ほかのところにも関係してくるのではないかと思います。条例改正まではいけないけれども、そういう仕組みや制度を充実させることは絶対に必要だということですね。これについてはいろいろな方も指摘されていたこととして、提言には盛り込んでいくべきことだと思います。

検討項目(2)について条例改正を考えたほうが良いとお考えの方はいらっしゃらないことでよろしいですか。今お話があったように、提言の内容として、仕組みを整備する、あるいは、取組を充実させる必要があるということは盛り込むことでよろしいでしょうか。

○宮本委員 改正を要しないという結論についてはいいと思えます。

ただ、提言に盛り込むことについてです。

これはもしかしたら何度も話されているかもしれないのですが、いま一度、皆川委員、あるいは、ほかの皆さんも含めて、評価する仕組みの確立が重要である意味といえますか、その思いを確認したいと思っています。私もあったらいいと思うのですが、すごく重要か

について自分では説明ができないところがあるので、お願いいたします。

○石黒座長 それでは、皆川委員、お願いします。

○皆川委員 市民自治推進会議を規定する自治基本条例の第33条に、まちづくりに関する施策または制度についての評価及びこの条例の規定についての検討を行うために市民自治推進会議を置くと書かれています。

私たちの役目は何かというと、まちづくりに関する施策または制度について市民自治の観点で評価しなければいけないということなのです。また、条例についてもチェックを行わなければならないということです。

ここから評価しなければならないのですけれども、評価指標や評価の仕組みはありますかと事務局に聞いても明確に出てこないということがありましたよね。また、経年的なデータなどもなかなかないということでした。このように判断する要素がない中、条例に不備があるとか、新しい条例が必要かを検討することができないので、まず、評価する仕組みを確立してもらわないと推進会議の役割を果たせないのではないかなという思いが強いということです。

○石黒座長 宮本委員も、検討項目(8)の市民自治推進本部の設置根拠を条例中に置くことについて、それに賛成ということではないにせよ、全然開かれていないといいますか、運用されていない、あまり機能していないということに疑問に思っておられるということですよ。それは、チェックの仕組みとして一つあるけれども、十分機能していないのではないかと思っているのかなとこれを見て思っておりました。

この会議は、条例でも位置付けられ、かなり重い位置付けになっていると思います。推進本部のほうは条例で位置付けられている訳ではないですけれども、市の内部で組織をつくってやっている訳です。それでいいのかということもあるかと思うのですけれども、ここで何が足りないのだということまではできません。ただ、今の状況が十分ではないのではないかということも多くの方が指摘されていますし、行政評価委員会でもやっていく必要があるのではないかというご意見も出されています。

具体的に、どこに、どういう新しい仕組みをつくる必要があるか、それは独立して検討するような組織でないと難しい面があるかと思いますが、まだ十分ではないということは間違いないのではないかと思いますよね。

したがって、先ほどの皆川委員のお話ではありませんが、条例改正まではしないとしても、提言には大きな位置を占める形で盛り込むべきだということで、それには私も賛成です。

ちなみに、改正を必要としないという提言を出すことはないと考えております。

条例改正が必要だということであれば、そう言います。次に、条例改正という話ではないけれども、運用や制度を充実させる、あるいは、こういうことをやるべきだ、やる必要があると言います。

今は、条例改正が必要と提言すべきかどうかについて検討をいただいておりますが、

改正の必要なしとなったら、それでその事柄が消えるということではなく、条例改正までの提言はしないということです。

その上で、検討項目（２）については条例改正という提言はしないということによろしいでしょうか。

○武岡委員 確認をさせていただきます。

検討項目（２）の中に「条例に盛り込むことについて」とあるのですが、市民自治の視点によるチェックの仕組みというのは、今の自治基本条例の第３１条のことを指していますよね。ですから、条例にはもう盛り込まれている訳なのですが、これでは不十分だということによろしいのですか。

○石黒座長 不十分だというか、十分ではないということです。

先ほど皆川委員のお考えを説明していただきましたが、我々がここでチェックをしようとしても、判断するための十分な素材があるとは言えないのではないかとということで、そういうのを十分なものにしないと、条例の第３１条で評価する、チェックすると言っていますが、機能していないことになるのではないかとということです。その上で、これとは別に何かをつくる訳ではないですし、チェックの仕組みについて改善しろ、こういうことをやれということを条例に入れるような改正については提言しないということです。

でも、十分ではないところがあるので、それを充実させていかなければいけないということは提言の内容には盛り込むということです。

○皆川委員 今のお話ですけれども、第３１条については（８）とも関係しますので、後でも出てくると思うのです。ただ、（２）というのは、条例全般でそういう仕組みを担保したらどうだという問題提起ですよ。条例全般で市民自治の視点によるチェックの仕組みを条例に盛り込んだらどうかという意見が出てきたということなのです。

ですから、第３１条に限定して言っている訳ではなく、いろいろな条例の中に市民自治の視点で行政の仕組みをチェックするようなものを入れたらどうだという提言だと思うのですが、テクニカルな面からそのように条文を直していくのは非常に難しいということです。でも、そういう姿勢は大事ですよというのが私の言いたいことです。

そういう意味からは、第３１条についても若干修正をしたほうがいいのではないかなと思っていますが、それは（８）で議論になると思っていましたので、そちらで議論したらどうかということです。

○石黒座長 つまり、前文や最初の定義のところこういう内容のことを入れるというような提言はしないということですが、いかがですか。

○武岡委員 検討項目の（８）でもやるということなので、そこでやりたいと思います。

私も改正を要しないに丸をつけたのですが、市民自治推進会議の開催方法についてはちょっと思うところがあり、それをこちらに書かせていただきました。

第３２条で５年を超えない期間ごとに見直しをするとありますが、第３１条には特にそういうことは書いていない訳です。でも、第３２条に引きずられるような形で、第３１条

の評価も毎年は行っていない訳ですよ。市民自治推進会議が2年という時限的な組織で設置されているからです。

3年はそういう組織がなく、3年が過ぎると見直しのために市民自治推進会議が設置されて、第31条と第32条を一緒にやるという感じで、第31条のほうがちよっと手薄になっているといいますか、そういう感じを受けたものですから、それで常設的な機関にしてはどうかと書かせていただきました。

○石黒座長 今、検討項目(8)の話が出てきていますので、そこに進みたいと思いますが、検討項目(2)については改正という提言はしないということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○石黒座長 それでは、検討項目(8)の第31条についての検討に移ります。

今、武岡委員からご説明をいただきました。皆川委員からもちよっとお話があったのですが、改めてお話をいただければと思います。そして、そのほかの委員の方にもご発言を求めたいと思います。

それでは、お願いします。

○皆川委員 検討項目(8)についてですが、ここは改正を要する必要があると思います。

第31条では、「市は、市民自治によるまちづくりに関する施策又は制度がこの条例の趣旨に沿って整備され、又は運用されているかどうかを評価し、」とありますよね。そこで、以前の会議で市は事務方として自らを評価するのですかという球を投げた記憶があるのです。そのとき、曖昧な答えをされたのかもしれないですが、評価するために推進会議を置いているのだというような説明をされたので、それは評価を丸投げされているのですかとさらに聞いたような記憶もあります。これについては濁され、丸投げなのかどうか分らなかったという感覚が残っています。

しかし、市民自治によるまちづくりに関する施策等の評価については、札幌市自らでもぜひやっていただきたいと思っています。それは、本部会議の開催であったり、評価指標の整備であったり、先ほどの(2)で出されたどんな仕組みが必要なのかを自ら考え、整理し、それを自ら評価し、その評価に対して、推進会議の皆さん、ご意見はいかがですかという仕組みで自治基本条例の中身を検証することが必要なのではないかなと思います。

そのようなことから第31条については変更が必要だと思っておりまして、案も出させていただきました。

「市は、運用されているかどうかを自らも評価し」ということで、「自らも」という言葉を加えてやれば、札幌市が自ら評価することを第31条で担保できるので、そのように改正してはどうかという意見なのです。

○石黒座長 第31条については、皆川委員と池田委員も改正を要するという意見でしたが、いかがでしょうか。

○池田委員 皆川委員の言うとおりに、私も、どこか主体となる本部を置いて、そこで評価をして、市民に伝えるということが必要なのではないかなと思っています。

丸投げして、市民自治推進会議をつくりますということではなく、市の中にも本部を置いて、いろいろな課からの意見をもんで、どう市民参加を求めるか、また、それをした場合の評価をどのように市民に伝えるか、推進会議に伝えるかは必要だと思います。

○石黒座長 そうすると、皆川委員の意見と近い感じですね。

○池田委員 はい。

○石黒座長 そして、そういうことをはっきりさせる改正が必要だということですね。

武岡委員は、自由記載欄に検討項目（２）と併せて検討する必要があると考えますということで検討中と書かれております。先ほど検討項目（２）のところでご発言をいただきましたが、第３１条について、さらにお話されることや確認されたい点はございますか。

○武岡委員 確認なのですが、第３次会議のときは、確か、２点ほど改正をするべきだという提言をしましたよね。しかし、改正はされませんでした。それで、改正しないとどこで決めたのですかと私が聞いたと思うのですが、それはどこでしたか。

○事務局（植木推進係長） 提言を受けた結果、改正を行わなかった訳ですが、市民自治推進本部で決定しております。

○武岡委員 ですから、市民自治推進本部はすごい決定権を持っている訳ですよ。

自治基本条例に基づいて設置されているこの会議で提言したことを、ひっくり返してと言いますか、受け入れないと決められるぐらいの役割が与えられているけれども、その設置根拠は要綱であるというのはやはりバランスが悪いと思います。

○石黒座長 武岡委員のご意見というのは、第３１条かどうかは別として、市民自治推進本部と書くかはちょっと分かりませんが、我々のやっている市民自治推進会議に対し、市内部に部署を置いて検討し、評価し、チェックするという規定を置き、今で言えば、それが推進本部だとする規定改正が必要だというご意見ということでしょうか。

お２人としては改正が必要ではないかというご意見で、武岡委員は、検討中ということではあるけれども、第３１条かどうかは別として、今指摘があったことについて、条例に規定を入れるないし、改正することが必要だと考えているということでしょうか。

○武岡委員 市民自治推進本部の設置要綱が手元にあるのですが、その任務の中には市民自治推進会議の提言を検討するというようなことは載っていないのです。ですから、そういうことをしてもいいのだろうかとも疑問に思っています。

○石黒座長 これは私の理解で、間違っていましたら事務局からご指摘をいただきたいと思うのですが、先ほどの皆川委員のご指摘のように、市もやらなければいけないのではないかと私も思っています。というのも、第３１条では、市は、評価し、仕組みを整備しなければいけないとあるからです。

ですから、市がやるのです。そのとき、第３３条で置かれているこの会議を重いものとして、条例上も置いている訳ですから、重いと思うのですけれども、そこで検討し、その結果を踏まえて市がということなのです。そして、先ほどの話は、その結果を踏まえ、市としては、提言はあったけれども、改正はしないと判断したということなのではないかと

思っています。

だから、先ほど私も言いましたが、改正の必要はないという意見だというのは、今の条例でも市はやるという条例になっていると思っているからです。ただ、それがはっきりする形にはなっていないのではないかと、だから、改正する必要があるのではないかとというご意見に反対とは思っておりません。ただ、条例改正をしなくても、条例はそういう内容となっていると我々は理解する、しかし、それが十分にされていない、だから、それをきちんとやるべきであるということを提言内容に入れることで十分かなというのが私の意見です。

ただし、皆さんとしては、いや、条例を見てもよく分からない、それに市としても十分にやっていないのではないかと、それをやるようにするための改正が必要なのだというご意見であれば、反対するものではありません。

ほかにいかがでしょうか。

○皆川委員 武岡委員にお伺いしたいのですが、前回の第3次報告書で条例改正が必要だとこの推進会議として出されたものが本部会議でひっくり返されたということがあるのですか。

○石黒座長 ひっくり返されたといいますか、改正提言がされたのだけれども、改正案を議会に提出することはなかったということです。

○皆川委員 それを本部会議で決めたということですか。

○石黒座長 そういう説明でした。

○皆川委員 そのことと先ほど私が第31条についてこう変えたほうがいいですよという意見を出したことは別の話のような気がしました。

本部会議でひっくり返したということもすごく大きなことで、それはそれでどうしてなのだという議論といいますか、そのままでいいのかという議論は必要だと思います。でも、第31条については改正の必要がありますという先ほどの私の話とは分けて話したほうがいいのではないかなというふうに思います。

○武岡委員 市民自治推進会議については第33条に規定がありますが、前2条の規定による評価と見直しを行う組織となっていますよね。それもあって、第31条から第33条はいわばセットになっているので、検討項目の(2)と(8)は併せて検討したほうがいいのではないかと書いたのです。

○石黒座長 確かに、皆川委員がご指摘のように、皆川委員と池田委員の2人が言っている改正の仕様と、問題があり、検討しなければいけないのではないかと武岡委員の指摘の内容はちょっと違うとは思いますが。

そして、市がやることになっていて、市民自治推進会議で一定の結論が出たら、そのとおりにやらなければいけないということではなく、それは法律的にもそうだと思います。ただ、条例にこうやって位置付けられているところからの提言について、そのことはやらないというか、やれないという判断になった場合は、それなりの説明がないとおかしいと

いうのもそのとおりです。

確か、前回か前々回にそういう形で対応してもらったとも言ったと思うのですよね。前のときに指摘をいただき、問題になったとき、パブリックコメントですらという言い方がいいかと言いながら私が言ったと思うのですが、パブリックコメントで出された意見を採用しない場合、なぜ採用しないかは理由をつけて示すのだと。いわんや、推進会議でこう検討し、こう出したのに、それはできないと判断したのはどうしてかをきちんと公表しなければいけないと思います。それは、一定のことを盛り込み、提言として出そうと思っています。

ただ、それでも、そのぐらい重い判断をする組織を条例に全く規定していないところでもいいのか、それを条例上でも位置付け、やるべきだという改正をすべきだというお考えなのか、改正までしなくていいけれども、提言にそういうことを盛り込むのでいいのか、武岡委員の問題とされている点はどうでしょうか。

○武岡委員 市民自治推進本部の根拠を条例に置くか、あるいは、市民自治推進会議が行った見直しを市がどういうふうに扱うかについて一文を入れる必要は感じています。

必ずしも推進本部を条例上に位置付ける必要はないかもしれませんが、我々がこうして2年間議論してきたことを市がどう扱うのか。それについてはしかるべき条文が必要ではないかなということですが。

○石黒座長 まず、その前の段階で議論していた皆川委員と池田委員が意見として出されている第31条の条文について、こういう内容のものを盛り込む改正をすべきだ、こういう内容というのは確認シートの皆川委員の意見の検討項目(8)のところにあります、これについてはほかの委員の皆さんはどうでしょうか。

○鈴木委員 私からも、根拠というか、ニュアンスをお伝えしておきます。

私の意見は石黒座長とほぼ同じですが、条例文には、「又は」という文言が挟まれていますので、「市は」というのは両方に係るという理解で、「市は、運用されているかどうかを評価し」とちゃんと書いてありますので、市としては評価をしなければいけないということだと思います。ですから、条文としてはこのままでも問題ないのではないかなと感じております。

ただ、実際にそれを受けて、先ほど武岡委員から話もありましたが、それを受けてどうするかは別の問題といいますか、市民自治推進本部でしたか、そこでどういう話し合いをして、どこまでやっているのかはまた別の問題だと考えております。

なお、私は検討中とさせていただいたのですが、そういった文言によって強調するといえますか、やらなければいけないと読めるよう、実効性のあるものにするということもあると思っています、検討中とさせていただきました。

○石黒座長 ほかにいかがでしょうか。

○柴田委員 市民自治推進会議で提言や結論が出されたのに、推進本部で、いや、それは必要ないだろうという結論になったとき、少なくとも、推進会議の委員に対し、どうして

必要としなかったのか、どういうお考えなのかはフィードバックされないともずいのではないかなと私は思います。

○石黒座長 進め方について何らかの改善が必要ではないかという内容のことは盛り込まなければいけないと思っていますし、それについては、多分、多くの人にも賛同いただけると思いますが、問題はこの条例の規定を改正したほうがいいのかについてです。

ほかにいかがでしょうか。

○宮本委員 武岡委員からのお話にあった本部の設置根拠の話については、私も話を聞いていて、とても大事だなと思いました。

市民自治推進会議の役割とといいますか、何をするかは書かれているけれども、検討したものがどこで決まるのかが条文の中にはないということですよ。その後、推進本部に行くということですが、その推進本部では何をするか役割が書かれていないというのは足りないところだなと改めて思ったので、書かれていないことを考えると、改正の際に推進本部に関して書くということは大事だなと思いました。

○石黒座長 今のお話は、やはり、第31条か、どこかの条文か、あるいは、新しく条文をつくるかは特定できないとしても改正が必要なのではないかのご意見ですか。また、それは池田委員や皆川委員が、改正が必要だと言っていることについてではなく、武岡委員が出された意見からということですか。

○宮本委員 はい。

○石黒座長 今、改正が必要か、提言すべきかについては二つの意見が出ています。

一つ目は、市自身がやらなければいけないという内容の改正を提言するかかどうかです。これは、私も先ほど個人の意見として言いましたが、現在の条例でも市はやらなければいけない、やるとなっている条例だということです。ただ、十分にやられていないのはいいか、それはきちんとやらなければいけない、そのために今の仕組みが十分ではないのだらしたら、その仕組みの整備も進めなければいけないという内容を提言に入れる必要があるとは思いますが、条文改正が必要かということです。

○皆川委員 議事録の確認が必要なかもしれないのですが、前の会議で市はどのような評価をされたのかという質問をしたとき、市は自らを評価しませんという返答を受けたという認識なのですが、これは私が間違っていますか。

○石黒座長 私も、そういうやり取りがあったかどうか、はっきりと記憶をしていません。勝手にそう理解しているものだから、その理解の頭でいます。

○皆川委員 鈴木委員も座長も含め、市はやるものだと書かれているのではないですかと言いますよね。私にもそう読めるのだけれども、そう思っていないかもしれないなという不安があるので、一言、「自らも」という言葉を入れたほうが良い、それで絶対担保できるなと私は思ったので、その言葉を入れる改正をしたほうが良いという意見です。

○石黒座長 池田委員も同じ考えで、それに賛成だということでした。

○池田委員 そうですね。

本部の設置とありますから、一般市民から見れば、ちゃんと本部が設置されているのだと取られる方が多いのではないかと思うのです。

第31条では、本部を置いて、チェックをして、先ほども言いましたが、発信することになっています。でも、自治基本条例を広めるためにどうするかといいますか、そういう基本的なことができていないので、全く分からないというのが市民だと思うのです。

どう広めていくか、設置された本部で考え、評価し、推進会議に持ってきて、たたき台にする、私は委員をやってきましたが、その部分が見えないのが気になっているのです。

ですから、全面的に変えてくださいではなく、皆川委員が言うように、その部分を改正してみてもどうかということです。

○石黒座長　そういう意味では、皆川委員提言の改正と武岡委員が今おっしゃった改正は、別の問題ではあるけれども、連動している、密接に関係しているとも言えると思います。

市が自らちゃんとやらなければいけないのだということです。そして、市が自らちゃんとやるとなっているけれども、どうやるのだというと、推進本部みたいなものを条例にきちんと根拠付け、そこでやればますますはっきりする訳です。

今は要綱があり、本部を設置し、市が判断するとなったとき、そういう組織をつくってやってきますよということです。ただ、十分にやっていないのではないか、何も開かれていないのではないかとありましたが、それを条例にきちんと盛り込めば、そういうことにはならないでしょうということで、連動はしているのでしょうか。

ただ、一つずつ決めなければいけないですね。

まず、市は自らやるということについてです。

皆川委員が案をつくってくださっています。このとおりの内容でやらなければ駄目だということまで詰めていないのですが、とにかく、市が自らやるのだという内容の規定を入れる改正をすべきかどうかについての結論を出したいと思います。

そこで、これに関係するご質問やご意見を出していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○宮本委員　先ほど皆川委員がお話された、記憶かもしれないという、市では自らを評価しないのだということについて、事務局の方がもしご存じであればお聞きしたいです。そういう理解でお話しされていたことだったら、「自ら」という文言は入れる意味があるかなと思います。

これは聞いてもいいですか。

○事務局（植木推進係長）　第31条の書き方について、「市はやる」というのがどこにかかっているのかという話になろうかと思うのですが、第31条に市は評価をしなさいと規定されているから、評価をしているのだとはお話ししていなかったと思います。

ここで言う「市は、」というのは、最後の「仕組みを整備しなければならない」というところにかかっているということであれば、市が必ず評価するということにはならないかと思っています。ただ、「市は、」が「評価し」にかかっているのであれば、市はこれに基づ

いて評価をすると捉えるべきだと考えますけれども、この文言だけでは、それがどちらなのかの断定まではできないのかなと考えます。

なお、そもそも市が評価をしているかどうかに関しては、この条文に書いてあるからということではありませんが、これまで市の取組として、内部で評価について話したりしたことはあったということはお話ししたと思います。

○石黒座長　そういうことであれば、確かに皆川委員がおっしゃるような改正が必要なのではないかとなるのかもしれないですね。

確かに、今の第31条を見ますと、市は仕組みの整備をしなければいけないとも読めます。そして、それは、評価し、見直しを行うための仕組みで、それを受けてこの会議があるのだという理解もあり得ますね。ですから、それははっきりさせるといいますか、市もやらなければいけないのだということを条例に入れる改正が必要ではないか、そういう考えが成り立ちますね。

一方、この条例はそういう内容なのだということをはっきり確認することで駄目かということも一つで、改正しなくても、今の条例は、そもそも、そういう内容ではないか、市もやるという内容ではないか、だから、それをちゃんとやるべきだとこの会議の提言として出すということではいかがかということです。

つまり、改正まで提言するか、改正という提言まではしないけれども、取組や進め方の改善をやるべきだと提言することに留めるかですが、皆さんはいかがでしょうか。

○鈴木委員　いろいろとやり方はあって、本部でやるのか、また別でやるのかはありますが、一定の政策は評価し、PDCAではないですが、改善といいますか、次に向けていくことは非常に重要だと私も思いますので、やはり、何らかの形で市自らも評価すべきだと思います。

ただ、私も日本語文法の拙さがあります。また、法律や条例というのは少し独特な言い回しといいますか、書き方もありますので、ちょっと自信がないところです。皆川委員の趣旨には大賛成ですが、「自らも」と書くとプラスアルファの意味にもなるかなと思ったのです。市民の意見も聞きつつ、自らも評価するというような文面になるのかなということですね。それに、「又は」を挟んでいますので、悩むところです。

ただ、私としては、「評価し」ですから、するという理解でいるのですが、もうちょっと強調すべきだということであれば総合的に考えなければいけないのではないかなと思います。

参考までに申し上げますが、私は、空知のある町で政策評価委員会の委員をやっているのですが、そこでは、それぞれの施策をやる部署で自ら評価指標をきちんと設定し、達成したかどうかを自らの部署で評価しています。そして、その後に政策評価委員会が開催されるのです。ただ、全部の事業については評価できませんので、事業を選び評価するのですが、その結果はちゃんと出しまして、副町長は、その意見を受け、評価し、その後に町長が評価し、町民に公開しているのです。

これは一つの例ですが、そういった仕組みも含め、自ら評価するということです。

過度に業務を増やすつもりは全くないのですが、やはり、何らかの評価はすべきだと思います。ただ、それを条文に入れるのかどうかです。また、やり方もいろいろとありまして、それは別に規定するのか、その辺で悩むところもあるのですが、私の意見としては以上です。

○石黒座長 今回、皆川委員が一つの改正案を出して下さっている訳ですが、「自らも」と言うと、何か別のところがやり、そして、市もやるみたく取られますよね。今は、市がやるとなっています。そして、市がやる時、市民の意見を適切に反映させなければ駄目だということです。さらに、市民の意見を適切に反映させるための仕組みとして第33条があるということだと思ふのです。

これについては私の記憶が不正確かもしれませんが、第33条は最初に制定されたときにはなく、市民の意見を反映させるための仕組みの整備として追加改正で入れたのではないかと思うのですが、違いますか。設置要綱も平成22年と少し後になっているように思ふのです。

いずれにしても、何を言いたいかという、第31条は市がやるとなっているということです。そして、そのとき、市民の意見をちゃんと反映させなければ駄目だということです。それでは、どうやって反映させるのだという、推進会議を置き、そこで検討してもらい、それを踏まえて市がやるということなのです。

ただ、武岡委員が問題とされたことですが、提言されたものがそのとおりに全部やっている訳ではないということで、それは市として一定の判断をした上でやっているとしかならないということです。

だから、市がやっているのです。そのやり方としては、こちらが中心でやっていて、ちょっとした補足や修正ぐらいまでしかやらないことかもしれないのですが、それも踏まえて、市としては正面から乗り出してやるぐらいにやらなければ駄目ではないかということをはっきりさせるため、条例改正が必要ではないかということかと思ふます。

これはあくまで例示で、そういう内容の条例に改正すべきだという提言を出すとしても、そうなると思ふのです。

お2人は改正すべきということです。また、宮本委員も改正すべきだということでしたが、皆川委員が提案し、池田委員も賛成している内容ということですか。

○宮本委員 迷っています。ただ、何かしら、自ら市が評価をすることは必要だと思ふます。

ただ、そう読める文面でもあるよねというのは私も思ふので、「自らも」と入れなければならないとまで思えていないところもありますけれども、評価をすることは大事なので、提言としては伝えるべきだと思ふています。

○石黒座長 鈴木委員と柴田委員は、私と同じく、条例改正までは提言せず、取組の中での改善を求めるという意見でした。

ほかの方はいかがでしょうか。

○武岡委員 第31条の評価は、この後の第33条において市民自治推進会議で行うということになっていきますよね。

皆川委員は市も自ら行うべきだと言っているのですが、そうすると評価を行うところが2か所になりますよね。まず、市が行って、市民自治推進会議でも行うことになりますので、どういう役割分担をするのかという整理も必要になってしまいますと思いますが、いかがでしょうか。

○皆川委員 まさに、今、武岡委員がおっしゃったとおりで、鈴木委員は、第31条で市もやると読めますよねと言っているのです。片や武岡委員は、第31条では市はやらす、推進会議に投げているのだと読めますねとおっしゃいましたよね。そこがはっきりしていないというのが私の問題提起なのです。

最初は、「市は、運用されているかを自ら評価し、」としていたのですが、そうすると市だけがやることになってしまうなと思ったのですね。でも、推進会議もやる訳ですから、「自らも」としたのです。

このように、委員の中でも認識が分かれてしまう条文なので、そこははっきりさせ、両者がやるのだよということを担保できる文言にしてはどうかということです。「自らも」という言葉が適切ではないかもしれませんが、両者がやるのだよということを担保するような書きぶりに変えることが必要だということです。

○石黒座長 例えば、今、コロナの関係で、安倍政権、菅政権のときの専門家会議でしたか、検討委員会が開かれ、尾身座長のところに丸投げしているのではと言われていましたよね。でも、それを受けた上で、経済など、いろいろなことも含め、やはり、総理大臣が判断すべきなのです。実際、丸投げしているのではないかと思います、検討会議ではコロナを防ぐためにどうしたらいいかを検討していますよね。

我々も検討していますよね。我々は、市長から委嘱を受け、市長に対して検討した結果、こうですというものを出す訳です。それを受け、市長としては、全部がそのとおりだねと思ったらそのままやるでしょうし、検討していただいた上で、こういう貴重なご提言をいただきました、しかし、この項目については私としては飲めませんねということも当然あって、役所の制度というのはそういうものだと思うのです。

だから、我々は検討しています、評価しています。それを受けて市は当然評価しなければいけないですし、しているのです。そのとき、市長として委員を委嘱し、検討させ、その答えが出たのに全然無視するというのではそもそもおかしい訳ですから、そういうことになっていると思うのです。

ただ、今、皆川委員がおっしゃったように、この条例を見たときに人によって違う解釈になっているから、それをはっきりさせる必要があるのではないかとことも言えるかもしれません。では、そのときに具体的に改正すべきとまで言えるのかどうかです。

そういう疑問が出る状態ですし、自治体自身もはっきりしていないのではないかと

感じもあるようなので、きちんと整理し、必要であれば条例改正もすべきだというような提言ではいかがでしょうか。

結局、これもまた市に任せているみたいな感じもしますかね。

繰り返しますが、市もちゃんと評価しなければいけないですし、そのための仕組みとして、今、推進本部として動いてやっている訳だけでも、それが十分に機能していない部分があるのではないかということ指摘し、改善すべきだということを提言することについては合意していただけたと思うのですよね。そこからさらに進み、条例改正ということまで提言するかについて検討をいただいていると理解しているのですが、そこで先ほどの提案ですね。

条例を改正すべきだとは提言しないけれども、そういう改善をしなければいけない状態なのだ、それは、この条例の文言では確かにはっきりしない、あるいは、いろいろな意味に理解できるような規定でもある、それを改善するとき、やはり条例改正が必要だとなればしなければいけないけれども、まずは改善に取り組みという提言を出し、結局、条例改正をしなければ無理だというのであれば条例を改正すべきだという提言にするということではいかがでしょうか。

○柴田委員 初歩的なことで申し訳ないのですが、私たちのところで何らかの方向性といえますか、提言を出しますよね。そして、推進本部で、今、はっきりしないところがあるので、それは採用する、採用できないという意見が出され、もし採用するということになれば、次はどこの段階に行くのですか。

○石黒座長 例えば、今のような提言をしたら、市としては、条例改正をするかどうかに行く前に、まず、今の状態でいいのか、どう改善しなければいけないのかを検討します。具体的に書けばいいのですが、具体的に書けるかどうかは分かりません。ただ、何らかの改善を検討し、条例改正が必要だと考えた場合、どうやるかという決まりはないと思うのです。その段階で条例改正案をつくって議会に提案する、制度上ではそれでいいと思います。

ただ、こういう問題だから、また、先ほども出たように、推進会議は5年を超えては駄目だけれども、毎年やったほうがいいのかという話になるかもしれません。あるいは、今度また新しくつくりますので、検討してくださいということもあり得るかもしれませんが、そこに決まりはなく、市長の判断だと思います。

勝手なことをしゃべっていますので、間違っていたら指摘してください。

私から提案をした訳で、池田委員や皆川委員はうーんという感じもかもしれませんが、いかがでしょうか。

○皆川委員 強く強く書いてくだされば結構です。

○石黒座長 提言の中に書けということで、条例改正の提言まではしないということでもよろしいですか。

○皆川委員 必要があればということですね。

○石黒座長 それも必要だということまでの提言をするということですね。

武岡委員、よろしいですか。

○武岡委員 はい。

○石黒座長 それでは、検討項目（２）と（８）については、そのようにさせていただきます。

次に、検討項目（３）の第２条のまちづくりの定義のところに防災を入れるかです。

改正すべきだという方が３名おりますが、いかがでしょうか。

○宮本委員 確認です。

先ほどの武岡委員からお話のあった推進本部の設置についてはどういう結論になったのでしょうか。

○石黒座長 私の提案としては、そちらもセットで改善してくれという提言を出す、その改善を進めていくために必要であれば条例改正も必要だという内容としたいということですので。その中に今のことも入っているつもりだったのですが、それはまた別の問題ですよということであれば確認させていただきたいと思います。

推進本部の設置根拠について、条例に置くことについての改正です。宮本委員は、その改正をすべきだというご意見でしょうか。

○宮本委員 はい。

○石黒座長 先ほどの提言ではそこはクリアしないのではないかとということですか。

先ほどの提案の内容として、現在運用されている推進本部の位置付けや運用の仕方も含めて改善を図るべきだという内容の提言にしつつ、条例改正までの提言はしないということではいかがでしょうか。

○武岡委員 この会議で条例の見直しを検討し、提言を出しますよね。その提言をどう扱うかということは条文に書いていただきたいという流れではなかったでしょうか。

○石黒座長 武岡委員の意見は、この推進会議での検討結果をどう扱うかについての規定を入れる改正をすべきだということですか。

先ほど、条例改正ということでは言っていないけれども、提言されたものについては検討し、採用できないということであれば我々委員にも、そのとき、委員だけではなく、市長に対して我々は検討し、提言を出す訳ですから公になる訳で、一般市民の人もその内容を把握する訳です。ところが、市としては、あることはやれないとなった場合、我々だけではなく、市民に対しても、提言としてこういうものがあつたけれども、これは採用できませんということをはっきり説明してもらわないと困るということを提言で書くとして、それで合意を得られたと思うのですが、武岡委員はそれを条文に入れる改正をすべきではないかというご意見ということですか。

○武岡委員 とても大事なことなので、できればしっかり条文に規定することが大事ではないかと思います。

○石黒座長 その規定の内容というのは、今、私が言った内容の条文を盛り込む改正をす

べきだという提言にするということですね。

○武岡委員 そうですね。どこでその提言を受け止め、検討し、その結果をどういうふうに出すかということで、座長がおっしゃったような内容になるかと思います。

○石黒座長 ほかの委員の皆さんから今の点についてご意見はございませんか。

○皆川委員 具体的にどう書くかという案はございますか。条例のどこにどんなものを置くかというのが分かると意味がはっきりしてくると思います。

第32条に「市民の意見を聞いた上で」という言葉があるので、「市民の意見や推進会議の提言を尊重し」ということがこら辺に入るのかなというイメージだったのですが、そんな感じでいいのでしょうか。

○武岡委員 そうですね。第32条に第2項を設けるとかですかね。

ちなみに、この「市民の意見を聞いた上で」というのは公募委員を入れていることを指すということではなかったでしょうか。前にこの会議で質問をさせていただき、事務局からはそうお答えをいただいたような気がするのですが、多分、何かを市民に対して公表し、パブリックコメントをするといったことは想定されていないと思うのです。

私は行政学なので、行政法ではないので、法律の専門では全くないのですが、第32条に第2項を設けてはどうかということです。

ただ、市民自治推進会議が第32条ではまだ出てきていないですね。

○石黒座長 例えば、第33条が8項までありますが、9にずらして、8に「市は、推進会議の提言を真摯に検討し、その対応について説明するものとする」など、そのような規定が入ることになるのかなと思います。

ただ、法律屋からすると、それは当然のことだと思ったのです。当然のことというのは、市がやるためにこういう検討する組織を置いて検討し、その結果も踏まえて判断するといふときには当然のことで、条例に盛り込まなくてもやらなければいけないことかなと思っているのです。

ただ、実際には、指摘されたようなことがあった訳なので、やはり条例にきちんと書かないとちゃんとやられないのではないかという危惧というか、ご意見はもつともであるとも思います。それを強く提言するということがいかにかという提案ではあった訳ですが、それでは不十分ですか。

○武岡委員 分かりました。強めに書いていただくということをお願いします。

○石黒座長 ありがとうございます。

ほかによろしいですか。

○宮本委員 私の中では、改正しないのに提言を出すということに矛盾があります。結局、組織本部の話を入れるというのは改正そのものになると思うのです。推進本部ということが載っていないから、その提言を出すということは、イコール、条文に何かしらの形で入れてくださいということだと思うのですね。改正をしないのに提言を出すということについては私の中で違和感があるということです。

○石黒座長 先ほども問題になったところですよ。

先ほどは市も評価するということだと理解するという話で、それでは十分に理解されていないのではないのかという話でした。それに対し、はっきりしているのは、仕組みを整備しなければいけないとなっていて、その仕組みの一つとして推進本部がつけられているのです。

だから、この会議だけではなく、いろいろな仕組みがあり得る訳です。私が知らないだけで、ほかにもあるかもしれません。例えば、この前に報告をしていただいたワークショップもそうで、いろいろとやられている訳です。

ですから、条例の中に規定されるものだけではなく、条例に文言としてある訳ではないですが、こういうこともやれ、ああいうこともやれみたいなことは、我々が今まで議論した中でも提言する内容に入っていると思うのです。

○宮本委員 それは理解できます。

○石黒座長 そして、今、実際に市でやっている推進本部、それも本部を置いてやること自体が悪いという話ではないですし、我々の誰も否定していないのです。ただ、十分に機能していないのではないのかということ、あるいは、チェックや評価の指標が十分ではないから、我々もやりにくいですし、本部だってちゃんとやれているのかという話になっていると思うのです。それで、それを提言で出すということなのです。

ですから、条例の中に入れろとは言わないけれども、推進本部について提言で言うということはおかしくはないと思うのですけれども、いかがですか。

○宮本委員 理解できました。

ただ、今の話を聞いて改めてそうだなと思ったのは、含まれていることぐらいのニュアンスのものではないなというのが私の意見です。そう読み取れるよね、書かれてはいないけれども、ワークショップなどの取組もあるよねというものには位置しないぐらい大事な推進本部であると思っています。市民自治推進会議についてはしっかりと書かれていますので、それと同様に、推進本部についても、意思決定する場所であるかは分からないけれども、記載をするというのは当然のことかなと改めて思いました。

○石黒座長 ただ、推進本部が決めているのではなく、市が決めているのです。それも市長だと思いますが、市長が決めるときに、組織内部の中に推進本部を置いて、確か、副市長が座長でしたが、そういうところでやっている訳です。それを踏まえ、最終的に市長がそれでいいねとなるのかは分かりませんが、場合によっては、推進本部でこうだと言ったのに対し、市長が駄目だと言うことも当然あり得るのではないかと思うのです。

ただ、そうすれば副市長も駄目だという話になるから、通常、それはないのかもしれませんが、副市長も市長に確認した上で結論を出すのかなとは思いますが、それは、市の組織内部のものでして、そうした内部のものを条例内に出してくるものも逆にあまりないのかなと思うのです。それは運用の仕方なのです。

条例化すると、推進本部を置くことは変えられません。変えるためには条例改正をしない

ければいけないとなるので、先ほどのような意見を出すことで納得していただけないでしょうか。

○宮本委員 条文の書き方上おかしいということであれば、私は専門家ではないので、お任せしたいと思います。

○石黒座長 おかしいとまで言えるかどうかは分かりませんが、あまり普通ではないかなという感じはあるということです。

ほかにいかがでしょうか。

○鈴木委員 今の宮本委員の話の、改正もせずに提言で強調するのはどうかということについてです。気持ちが分からないまでもないなと思いました。

ただ、先ほど座長もおっしゃっていましたが、こうすべきだという皆さんの意見がある訳ですから、それを強調していただいて、文言についてはまた議論しなければいけないと思いますが、担保されない場合は必要に応じて改正も視野に入れるべきであるみたいな書き方だといいいのかなと思いました。

○石黒座長 恐らく、皆川委員はもうちょっと強く言わなければ駄目だということになるかなと思うのですが、提言書の原案を皆さんにご検討していただくところでいっぱい出られるかもしれませんが、強く提言するのだということでご了解をいただいたということにさせていただきます。

次に、検討項目（３）のまちづくりの定義に防災を入れるということです。

改正すべきだとしているのは３名ですが、いかがでしょうか。

○鈴木委員 これについては資料に書いたとおりです。

確かに、最近是非常に災害が多いですし、私も東北に何度も行っていますが、まち全体に影響してしまいますので、非常に重要だという認識は持っています。ただ、先ほどのこともそうなのですが、条例としてというのがやはり頭に浮かびます。

札幌市のホームページのメニューから引くと防災、防犯、消防のところに入っているのですよね。この資料にも書きましたように、防災も一部です。あえて取り出して防災という文字を、そういう趣旨ではないかもしれませんが、防災という文字を入れてもいいのかなということはありません。しかし、安心・安全にきちんと含まれているという理解で、あえて防災でなくてもいいのではないかというのが私の考えです。

○石黒座長 ほかにいかがでしょうか。

○柴田委員 最近、地震など、気候変動による大規模災害が非常に多いですよね。起きたときにすぐに動かなければならないのは地域住民な訳です。ですから、それを踏まえ、絆という言葉と災害とを結びつけ、入れられないかなというのが私の意見です。

○石黒座長 ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 何年前かに胆振で地震がありましたよね。私は消防団に入っているのですが、震度５以上になれば消防団も自主的に各地の消防署に集まらなければいけないのです。

また、現在、札幌市内では救急車が３３台しか稼働していません。大規模災害といいま

すか、地震が起きれば、皆さんに助けてもらわないと助かる命も助けられないのです。町内会条例ができる前にこれは入れてほしいと思っていたのですが、それこそ、市民が助ける行為をして自分の地域を守るということをぜひ入れていただきたいと思います。

本当に地震が起きたときは、直後なんかは、深夜帯であっても、人が外に出るのです。日が昇っていれば、道もそんなに危なくないと思うのですが、深夜帯に地震が起きたとき、ひとりで暮らしている高齢者がある程度把握していないと何もできません。先ほど言われたように、絆といいますか、町内会も含め、確実に救えるような状態となるよう、自治基本条例にも入れていただきたいなと思っています。

○石黒座長 入れるべきと入れなくてよいという意見の二つに分かれている訳ですが、ほかにいかがでしょうか。

○宮本委員 自治基本条例に何を入れるべきかどうかの基準はとても難しいなと思っていますが、ある言葉の意味に含まれていればいいですということでしたよね。

例えば、先ほどのLGBTの話もそうですし、今回の防災についても、安心・安全というところから読み取れると言われてしまえば、そうだなとなるのですが、入れたほうがいいのではないかという基準はとてもシンプルなのではないかと思うのです。

私は、大学の先生などではなく、市民活動している立場でここに来ていて、ここに来て人たちがやっぱりそれは大事だよと言われてるものは入れたほうがいいのではないかと決められることが大事なのではないかと思っています。

例えば、防災という言葉が大事ではないかと上がっているのであれば、それが入ることによって、自治基本条例の市民の関心が高まる一つになるかもしれないし、防災の活動をしているところがさらに活発になるかもしれないという波及も考え、防災という言葉を入れることに賛成し、改正を要するに丸をつけました。

○皆川委員 私は、鈴木委員と全く同じで、包含されていると思っています。

感覚的には入れたほうがいいだろうなと思うことは分かるのですが、だったら、防犯はどうするの、地域のごみの片づけはどうするのなど、価値観は多様で、いろいろな人がいろいろな項目について私はこれを入れたい、これを入れたいとなり、無限に出てくると思うのです。

それを条例レベルで集約する場合、防災については安心・安全でくれますよねという理解があってこういう条例が成り立っていると思うのですね。ですから、包含されているということでご理解をいただけるのであれば特に変える必要はないのではないかなというのが私の意見です。

○石黒座長 ちなみに、札幌市には防災関係の防災基本条例みたいなものはあるのでしょうかね。

○事務局（植木推進係長） 所管外ですが、防災については、札幌市地域防災計画という総合的な計画といったものは定められているのですけれども、防災条例というようなものは、今覚えている限りはないと記憶しております。

○石黒座長　　そういえば、防災についての条例を制定するなどして市民に広く啓発といたしますか、理解をしてもらい、防災の活動を進めていくのではなく、自治基本条例を改正して、その中に入れなくては今言ったことがクリアしないといいますか、十分ではないという感じですか。

○事務局（植木推進係長）　専門外ですので、この場でどこまでお答えできるかは分かりませんが、防災計画に関しては、まず、災害対策基本法というものが上にあります。北海道には防災対策基本条例というものがあるようですが、そういったものなどが背景にあり、札幌市では、地域防災計画といって、これをいわば最上位の計画として定めていると考えております。

　ですから、スキーム的には、防災については法的に義務付けられた結果、札幌市が防災計画を定めるということで成り立っているようであります。

○石黒座長　　国のレベルの法律があって、都道府県で条例があって、それを受けて各自治体で地域防災計画を立て、防災を図っていく形ではないかということですね。確かに、そういう仕組みになっているということはあるかもしれませんね。

　今、意見が分かれています。防災条例をつくれとまでは書かないとしても、防災条例を制定するなどみたいな感じで、防災についての今日の状況から、安全・安心な暮らしの中でも防災は非常に重要になっているし、指摘のあったとおり、まちづくりの中での人々のつながりも含めたコミュニティーの再生がなされなければ無理な状態になっていることも踏まえ、市としても取り組んでいかなければいけないというような提言で留め、条例改正までは提言しないということではいかがでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石黒座長　　それでは、提言の中に盛り込むということで、条例改正までは提言しないということをご了解をいただきたいと思います。

　残っているものはまだ大分あるのですが、予定時間が近づいてきました。皆さんの都合がつけば、もう一回集まるということもあり得るということだったと思うのですが、いかがでしょうか。

○事務局（植木推進係長）　基本的には、本日の会議の続きということでしょうから、新しい資料を準備する必要はなく、集まりさえできれば、議論はできるかと思いますので、例えば、11月後半なども視野に、ご予定を確認した上で会議を開くことは可能かと思えます。

○石黒座長　　日程調整をして、可能な日があるかどうか、やってみないと分からないところではありますが、何とかその日を見つけ、続きの会議を開くということで、議論を中断させていただこうと思います。誠にお忙しい中、また、年末に向かって忙しくなるところで申し訳ないのですが、よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石黒座長　　それでは、大変かもしれませんが、よろしく申し上げます。

まずは日程調整ですね。

○事務局（植木推進係長） 空いているところを委員の皆さんにお示しして、こちらからこの日はどうですかというふうにご相談をさせていただきたいと思います。

○石黒座長 分かりました。

申し訳ないのですが、今日のところはこれで中断し、次の会議の調整をしていただくことにさせていただきたいと思います。

その上で今日の段階で確認なされたいことはありませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石黒座長 それでは、進行をお返しいたします。

3. 閉 会

○事務局（柴垣市民自治推進課長） 長時間にわたり、ご議論をありがとうございます。

この後、もう一度集まれる日の日程調整をさせていただいて、お集まりいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

本日は、どうもありがとうございます。

以 上